

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会(以下「本会」という)と称する

(組織)

第2条 本会は、埼玉県の市町村を代表する団体(以下「登録団体」という)をもって組織する

(事務所)

第3条 本会は、事務所を会長宅の場所に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、埼玉県におけるグラウンド・ゴルフの市町村団体を統括する団体として、グラウンド・ゴルフの普及と会員の心身の健全な発達を図り、もって生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする

(事業)

第5条 本会の目的を達成するため、次の事業を行なう

- (1) グラウンド・ゴルフ普及振興の事業
- (2) 競技会、講習会、研修会の開催
- (3) 指導者の養成事業
- (4) 広報誌、ホームページ等の広報活動
- (5) 功労者及び優秀プレーヤーの表彰
- (6) 登録団体の支援に関する事項
- (7) 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会に関する事項
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 専門委員長 委員会数

(役員を選出)

第7条 役員を選任は別に定める役員選出規定による

(顧問の設置)

第8条 本会は、必要により顧問をおくことができる

- 2 顧問は、理事会で選出し、総会の承認を得て推戴する
- 3 顧問は、会長の要請に応じ会議に出席し、意見を述べる事ができる

(役員任期)

第9条 役員任期は2年間とする ただし、再任を妨げない

- 2 会長、副会長の再任は、原則として2期4年とする
- 3 役員再任は82歳の誕生日に達した任期をもって終了する
- 4 登録団体から選任された役員が、その所属団体を離れたときは、離れた時をもってその職を辞したものとみなす
- 5 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする
- 6 役員任期は、選任されて2年後に開催される通常総会終結の時をもって終了とする

(役員職務)

第10条 本会の役員職務は、次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序により職務を代理する
- (3) 副会長は、担当地区を代表し会務を統括する
- (4) 監事は、本会の事業及び会計を監査する
- (5) 理事長は、理事会を代表し、会務を統括する
- (6) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは職務を代理する
- (7) 理事は、総会議決事項及び、本会の運営について必要事項を審議する
- (8) 事務局長は、事務局を統括し事業の推進にあたる
- (9) 専門委員長は、事業立案に参画し、総会、理事会の承認実務を遂行する

(評議員選出)

第11条 評議員選出は、登録団体から選任される

- 2 評議員は、総会に出席し、付議された議案を審議する

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする

- (1) 総会・臨時総会
- (2) 理事会・臨時理事会
- (3) 運営会議
- (4) 事務局長会議
- (5) 専門委員会
- (6) 特別委員会
- (7) 倫理委員会

(総会)

第13条 総会は、評議員をもって組織する本会最高の議決機関である

- 2 総会は、通常会と臨時会とする
- 3 通常会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催する
- 4 通常会の招集は、総会日の1か月前までに総会の目的である事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により通知する
- 5 総会は、いずれも会長が招集し、議長は評議員の中より選出する
- 6 総会は、いずれも評議員の2分の1以上の出席者がなければ開会できないただし、書面をもって委任したものは出席として扱う
- 7 通常総会は、次の事項を審議決定する
 - (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (2) 役員等の承認に関する事項
 - (3) 事業計画（案）及び収支予算（案）に関する事項
 - (4) 規約の改廃に関する事項
 - (5) 理事会から付議された事項ただし、年度途中において、役員の補充、事業計画の変更は、理事会における承認を持って進めることとし、次に開催する総会で報告する
- 8 臨時会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 5分の1以上の評議員から、会議の目的である事項及び、招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

（理事会）

第14条 本会の理事会は、定例会及び臨時会とする

- 2 理事会は、いずれも理事長が招集し議長となる
- 3 理事会は、3分の2以上の出席者がなければ開会できないただし、書面をもって委任したものは出席として扱う
- 4 定例会は、総会議決事項を実施するとともに、本会の運営について必要事項を審議決定する
- 5 臨時会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
 - (1) 会長から開催の要請があったとき
 - (2) 定例会において開催の決議がなされたとき
 - (3) 5分の1以上の評議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

（運営会議）

第15条 運営会議は、総会及び理事会で付託された事業及び専門委員会事業を効率的且つ円滑に運営するための調整等を行う機関である

- 2 運営会議は、会長が必要に応じて開催することができる
- 3 運営会議は、正副会長及び専門委員長ならびに事務局で構成する 但し、会長は必要に応じて他の役員・委員等を参加させることができる
また、専門委員長が出席できないときは、副委員長が代理出席することができる

（議決）

第16条 本会の会議は、別に定めのある場合を除き構成員の出席の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(会議録)

第 17 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
 - (2) 会議の場所
 - (3) 出席者及び欠席者の氏名
 - (4) 会議に付した事件及び議事の経過
- 2 会議録に署名する者は 2 名とし、議長が会議において指名する
 - 3 会議録は、関係者に配布し記載内容の確認をする

第 5 章 登 録

(入会登録)

第 18 条 本会に加入する団体は、市町村団体ごとに名称、規約、会則、事業内容等の書類を添えて会長あてに申請を行い、理事会の承認を得る

(登録の継続)

第 19 条 本会の登録継続の手続きは、所定用紙または所定の電磁的記録等を複写したものに必要事項を記入し、指定期日までに登録費を添えて会長に申請する

(上部登録)

第 20 条 本会は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会に登録申請する

- 2 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の登録者は、指定された事業に参加する事ができる
- 3 本会の登録団体は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会へ入会の義務を負う

(登録費)

第 21 条 本会の登録団体は、年度ごとにその団体の会員に準じた登録費を納入しなければならない

- 2 登録費の金額については、別に定める

(登録抹消)

第 22 条 本会を脱会する登録団体は、理由書を会長に提出し、理事会の承認を得て登録抹消の手続き終了後に脱会する事ができる

第 6 章 会計年度及び経費

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てる

(会計の区分)

第 24 条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする

- 2 特別会計は、本会が特定の事業を行なう場合、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置する

(歳入歳出予算の区分)

第 25 条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って項に大別し、かつ、各項中においてはこれを目に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれを項に大別し、かつ、各項中においてはこれを目に区分する

(経費)

第 26 条 本会の事業に要する経費は、次のものをもって充てる

- (1) 登録団体の会員に準じた登録費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

第 7 章 事務局及び専門委員会、倫理委員会

(事務局)

第 27 条 事務局長及び事務局員の選任は、会長が指名して理事会の承認を得る

- 2 事務局長は、本会の事務全般に関する業務を統括する
- 3 事務局長及び事務局員は、予算の定める範囲内において有給とする

(書類及び帳簿の備付、保管)

第 28 条 本会の事務所に、事務処理規程（文書の保管）第 8 条に基づく書類、帳簿類を備えなければならない

- 2 前項の書類の保存年限は、同条 3 項による

(事務事業の委任)

第 29 条 事務局長は、理事会の承認を得て、事務事業の一部を委任することができる

(事務処理規程)

第 30 条 事務処理の規程は、別に定める

(専門委員会)

第 31 条 本会の目的及び事業を達成するために、次に定める専門委員会のほか、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる

- (1) 総務 I T 委員会
- (2) 指導者育成委員会
- (3) プレー運営委員会
- (4) 広報委員会

- 2 理事会の議決を経て特別委員会をおくことができる

(倫理委員会)

第 32 条 本会はコンプライアンスの向上を図るため、別に定める倫理規定に基づき倫理委員会を設ける 細目は、倫理委員会規定による

第 8 章 細則規程

(細則の委任)

第 33 条 本会の細則及び規程は、理事会の議決を経て別に定めることができる

- 2 別に定めた細則及び規程は、総会に報告する

附則

この規約は平成元年 4 月 8 日から施行する

本規約は、平成 2 年 4 月 1 日から改正施行する

本規約は、平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する

本規約は、平成 13 年 4 月 8 日から改正施行する

本規約は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する
本規約は、平成 21 年 1 月 25 日から改正施行する
本規約は、平成 22 年 2 月 27 日から改正施行する
本規約は、平成 23 年 4 月 30 日から改正施行する
本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する
本規約は、平成 31 年 4 月 20 日から改正施行する
本規約は、令和 3 年 4 月 18 日から改正施行する
本規約は、令和 5 年 6 月 12 日から改正施行する